

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公表番号】特表2013-542436(P2013-542436A)

【公表日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-063

【出願番号】特願2013-535387(P2013-535387)

【国際特許分類】

G 0 1 N 21/76 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 21/76

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月16日(2014.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

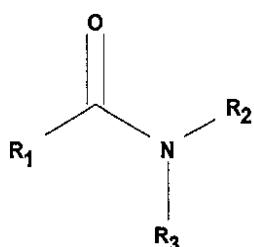
【請求項1】

試料中の被検体を電気化学ルミネセンス検出により測定するための、下記の段階を含む方法：

- a) 試料を、電気化学ルミネセント基で標識した検出試薬と共にインキュベートする、
- b) 被検体を結合した標識付き検出試薬と被検体を含まない標識付き検出試薬を分離する、
- c) 分離した標識付き検出試薬を、下記を含む試薬組成物と共にインキュベートする：
 - i) 少なくとも1種類の共反応体、ならびに
 - ii) 式Iおよび式IIのカルボン酸アミドの群から選択される少なくとも1種類の化合物

【化1】

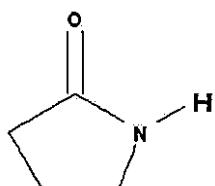
式I



[R₁ = C₂H₅、C₂H₂F、C₂H₂Cl、C₂H₂CH₃、CHClCH₃、CH₂CH₂Cl、C(CH₃)₂CH₃、CH₂CH₂CH₂CH₃、CClHCH₂CH₃またはCH₂CH₂CH₂CH₃であり、R₂ = Hであり、およびR₃ = Hである]

【化2】

式II



d) ルミネセンスの放出を電気化学的に誘発する、ならびに

e) 電気化学ルミネンス (E C L) 信号を測定し、これにより被検体を測定する。

【請求項 2】

E C L を用いる試料中の被検体の測定を水溶液中で実施することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

カルボン酸アミドが、アセトアミド、2 - フルオロアセトアミド、2 - クロロアセトアミド、プロパンアミド、2 - クロロプロパンアミド、3 - クロロプロパンアミド、ブタンアミドおよび2 - クロロブタンアミドからなる群から選択されることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

試薬組成物が0 . 0 1 M ~ 0 . 2 5 M の濃度のカルボン酸アミドを含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 5】

段階 1 c) の試薬組成物が保存剤を含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 6】

段階 1 c) の試薬組成物が0 . 1 % ~ 5 % の濃度の保存剤を含むことを特徴とする、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

段階 1 c) の試薬組成物がホウ酸およびボレートからなる群から選択される保存剤を含むことを特徴とする、請求項 5 または 6 に記載の方法。

【請求項 8】

段階 1 c) の試薬組成物が界面活性剤および緩衝剤を含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 9】

段階 1 c) の試薬組成物が、さらに塩類および / または消泡剤を含むことを特徴とする、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

i) 式 I および式 I I のカルボン酸アミドの群から選択される化合物、ならびに
i i) 少なくとも 1 種類の共反応体
を含み、共反応体は、第三級アミン、オキサレートおよびペルスルフェートからなる群
から選択される、E C L 測定用の試薬組成物。

【請求項 11】

第三級アミンがトリプロピルアミン (T P A) である、請求項 10 記載の試薬組成物。

【請求項 12】

試薬組成物が、さらにホウ酸およびボレートからなる群から選択される保存剤を含むことを特徴とする、請求項 10 または請求項 11 に記載の試薬組成物。

【請求項 13】

請求項 10 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の試薬組成物、試験すべき試料、および電気化学ルミネセント基で標識した少なくとも 1 種類の検出試薬を含む、E C L 測定用の試薬混合物。

【請求項 14】

E C L の測定における、1 0 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の試薬組成物の使用。

【請求項 15】

電気化学ルミネンス検出操作を実施するための、式 I および式 I I の群から選択されるカルボン酸アミドの使用。

【請求項 16】

1 0 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の試薬組成物を含む、E C L 測定のためのキット。